

# リレーコラム

## 自給飼料対策と 畜産クラスター構想

### 1. 自給飼料対策の強化を

戦後日本の畜産・酪農は、外国からの飼料穀物の輸入拡大に依存して発展してきた。酪農・肉用牛生産という大家畜生産でも、濃厚飼料原料である飼料穀物だけでなく乾牧草など粗飼料も輸入に依存する度合いを強めて、自給飼料政策の強化が課題になっている。

特に穀物の国際価格が2007 - 08年、11年、12年と高騰し、その後も円安が加わり配合飼料価格や輸入粗飼料価格が高止まりするなかで、自給飼料政策の重要性が増している。

その第1の要因は、酪農・畜産経営では流通飼料費の生産費に占める割合が高く、配合飼料価格・輸入粗飼料価格の高騰・高止まりが生産コストを押し上げ、経営の悪化を招いていることである。

都府県酪農では、2013年度、流通飼料費が支払利子・地代算入生産費のうち48.7%、そこから家族労働費を除いたいわゆる経営費（物財費+雇用労働費+支払利子・地代）のうち55.9%を占めている。北海道酪農でも、流通飼料費がそれぞれ36.0%、37.2%を占めている（農林水産省「畜産物生産費」）。そればかりでなく、酪農経営では、大規模経営になるほど1頭当たり飼料作物作付面積が小さくなっている。飼養頭数規模拡大に飼料作付拡大が追いついていない状況である（中央酪農会議「酪農全国基礎調査」）。

第2には、地域の土地利用において、水田における飼料用米・WCS用稲の増産だけでなく、農地・土地全体における飼料作物生産、採草放牧利用まで含めた畜産的利用が一層重要になっていることである。耕作放棄地（約40万ha）に対する解消対策でも、大家畜等の放牧など畜産的利用がもっとも効果を上げている。地域全体の土地利用に畜産的利用を明確に位置づけ、自給飼料政策を講じる時である。

### 2. 米の生産調整と飼料増産

自給率との関係で飼料作物生産が位置づけられたのは、第二次生産調整の水田利用再編対策（1978～86年度）からである。同対策は、自給率が低く自給率向上の必要な「特定作物」として麦・大豆・飼料作物を位置づけ、転作奨励金を上乗せして増産をはかった。

その後、米の生産調整の相次ぐ強化から「転作の限界感」が生じた。水田利用再編第3期対策（1984～86年度）は、他用途利用米制度の発足とともに、飼料用稲の作付け面積の転作カウントを認めた。WCS用稲の作付けはこのときに始まる。だが、80年代半ば以降のWCS用稲は、転作カウントだけで転作奨励金の対象でなかったため、大きく伸びることはなかった。

WCS用稲の増加は、耕畜連携事業の開始からであり、米政策改革（2004年度～）の下での新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲など）制度によって増加し、2009年産からの助成金10a当たり8万円によって大きく増加した。2014年度のWCS用稲の作付面積は3.1万ha、飼料用米は3.4万ha（18万トン）にまで増加した。飼料用米は15年度の作付面積が3万ha増え、生産量35万トンの見込みである。

飼料用トウモロコシの輸入量約1,000万トンに対し、飼料用米の利用可能量は約450万トンと、農水省は見込んでいる。しかし、2013年度の国内産飼料用米の生産量は11万トンで、このうち畜産農家への直接供給量5万トン程度を除いた6万トン程度が配合飼料メーカーに供給された。配合飼料メーカーには、備蓄米とMA米から49万トン供給されている。こうした状況では、畜産・酪農家が国内産飼料用米の増産分を吸収しきることは困難である。

### 3. 自給飼料対策の課題

食料・農業・農村基本計画は、2000年、05年、10年、15年の策定計画すべてで、粗飼料自給率100%、飼料作物作付面積100万ha超の目標をかかげてきた。しかし、現実



神山 安雄 (かみやま やすお)  
農政ジャーナリスト / 国学院大学非常勤講師

の飼料作物作付面積は90万ha台にとどまっている。

飼料作物は、中間的な生産物である等の理由から、所得安定対策や直接支払制度の中で格差をつけた扱いを受けている。水田活用の直接支払交付金では、飼料用米は数量払いの交付金で10a当たり5.5～10.5万円、WC S用稲は8万円である。水田活用では、飼料作物は麦・大豆と並んで10a当たり3.5万円の交付金である。しかし、畑作物の直接支払では、飼料作物は対象になっていない。

日本型直接支払制度が創設され、多面的機能支払として農地維持支払と資源向上支払(共同活動、長寿命化)が実施されている。農地維持支払を例にとれば、交付金単価は都府県の田が10a当たり3,000円、畑が2,000円に対し、草地は250円である。中山間地域等直接支払でも、都府県・急傾斜地の田が2万1,000円、畑1万1,500円、草地は1万500円で、北海道の草地比率の高い草地は1,500円である。

そこで、飼料生産型酪農経営支援事業の拡充が酪農家から要望されている。同事業は、飼料作物作付面積(1頭当たり)が北海道40a以上、都府県10a以上で、環境負荷軽減(堆肥の適正還元、耕畜連携、不耕起栽培、放牧など)に取り組んでいる酪農家に、飼料作付面積1ha当たり1.5万円を交付するものである。交付実績は、北海道が圧倒的に多く、北海道9に対し都府県1である。

飼料作付けを維持するために、1頭当たり面積の条件を付けず、環境負荷軽減に取り組みながら飼料作付けを行う都府県の酪農家も対象となるような1ha当たり2万～1.5万円の交付という上乗せ拡充の要望がでている。

#### 4. 畜産クラスター構想と自給飼料対策

畜産クラスター構想・計画が各地で進んでいる。畜産クラスターは、「畜産農家など地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制」とされている。畜産クラスター計画に位置づけられる地域の中心的経営体による、収益性の向上や畜産環境問題への対応に必要な機械のリース整備、施設整備、家畜の導入を支援する事業(畜産収益力強化対策)が柱である。そのため、個別経営の施設整備といった大々的な事業展開に走りがちである。

しかし、畜産クラスター計画を構想する際には、畜産関係者だけでなく耕種農業関係者も含めて地域ぐるみの連携・結集をはかり、地域農業全体の活性化を実現していく必要がある。

鳥取県では、集落営農によるWC S用稲・飼料用米生産を、鳥取県畜産農協を核にしてコントラクタ・TMRセンターを組織し、酪農・肉用牛農家の利用につなげてきた。畜産クラスターはまだ構想段階であるが、集落営農による飼料作物(デントコーン等)生産を付け加え、コントラクタ・TMRセンターを組織しなおして、新たに県内3か所に500頭規模の酪農家集団を組織して、その利活用を図るという地域再生の取り組みが行われようとしている。

長野県と山梨県にまたがる八ヶ岳南麓放牧協議会は、放牧酪農クラスターというべき計画である。山梨県側の放牧酪農家3戸(いずれも30頭規模)を核に、両県の放牧酪農場・酪農家を組織しながら放牧酪農を普及拡大し、生産コストの削減をはかる。また、放牧生乳を利用した機能性乳製品(チーズ、ヨーグルト)を製造・販売し、高付加価値化をはかる構想である。また、点在する放牧場をつなぐために、移動式搾乳システムの導入を検討している。

いずれも地域ぐるみの連携・結集がクラスター計画を支え、地域の活性化につなげる構想である。自給飼料基盤の強化という観点から、その連携・結集を強化しているといえよう。